

# 永代供養墓使用規則（聚霊廟）

第 1 条（名称） 宗教法人宗聚山蓮照寺が設置する永代供養墓を「聚霊廟」と称す。

（以下「供養墓」と称す。

第 2 条（規約） 「供養墓」を使用される方は、この規則に同意のうえ使用許可証を受けてください。

第 3 条（使用目的） 「供養墓」は人間の焼骨を埋葬（納骨）の用に供する目的以外には使用できません。

第 4 条（管理運営） 「供養墓」は宗教法人蓮照寺代表役員（住職）が管理運営するものとします。

第 5 条（使用資格）

- ①「供養墓」は宗聚山蓮照寺の檀信徒に限らず、使用手続きの完了した方が使用できます。
- ②本供養墓は、過去の宗旨、宗派、国籍は問わないが回向は日蓮宗蓮照寺の法式儀で行う。
- ③新興宗教、新宗教の方（日蓮宗、浄土宗、曹洞宗、浄土真宗、法相宗、時宗、華嚴宗、律宗、臨済宗、真言宗、天台宗、融通念佛宗、黄檗宗以外が対象）は、供養墓使用はできません。  
事前に、新興宗教、新宗教の方である場合、当山に告知してください。

第 6 条（使用承諾書の交付）

- ①「供養墓」を使用する方は、使用申込書、使用規則同意書に記入捺印のうえ、永代使用料（供養料）を納入し、使用許可証の交付を受けて下さい。
- ②「供養墓」の使用許可証は、使用者本人のみ有効で、譲渡、転貸することはできません。
- ③使用申込書の記載に変更がある場合は、速やかに訂正届けを提出してください。

第 7 条（埋葬及び改葬骨の手続き） 「供養墓」に遺骨、改葬骨を（納骨）される場合は、所轄官庁の発行する埋（改）葬許可証に、「供養墓」の使用申込書、使用規則同意書を添えて管理者に提出し、許可を得てください。

第 8 条（納骨の方法） 納骨された遺骨は、12年間骨壺で安置し、その後合葬いたします。骨壺で安置した後に合祀する場合については、現行法律で遺骨の祭祀者は管理宗教法人となる必要があるため、管理寺院が祭祀者として行います。

第 9 条（永代供養と期間）

- ①納骨された時期から、納骨者名を銘板（墓誌・永代供養簿）に記録し供養いたします。
- ②供養は春の彼岸・施餓鬼会（8月）の年2回、日蓮宗の法儀により本堂にて供養いたします。
- ③供養期間は納骨時から寺の存続する限り行います。
- ④年忌法要は管理者が春彼岸・盆に行います。尚、個別に年回忌供養をなさる方は要望に応じます。

（供養料は別途必要）

## 第 10 条（遺骨の返還）

- ①納骨後に 12 年後に合祀。以降の遺骨の返還はできません。
- ②骨壺の状態で安置されている遺骨は、返還請求者との間に法的整合性があり、かつ正当な理由がある場合は返還に応じます。
- ③12 年（13 回忌をもって）合祀となるが、遺骨の追年は可能（年単位）

第 11 条（納入金の返還） 納入された永代使用料及び管理費は、原則として理由のいかんにかかわらず返還しません。

第 12 条（埋葬納骨者の制限） 「供養墓」を使用できるのは、契約者本人だけです。

## 第 13 条（使用資格の喪失）

- ①使用者が本規約に違反したとき。
- ②使用者が申込み時に虚偽の申請をしたとき。
- ③使用本人より申し出のあったとき。

## 第 14 条（使用資格喪失時の扱い）

- ①使用資格を喪失した時は、管理者に返還届を提出し使用許可書を返還してください。
- ②理由のいかんにかかわらず、永代使用料及び管理費の返還はしません。

第 15 条（不可抗力による事故の責任） 天変地異による不可抗力による被害については、管理者は一切の責任は負いません。

第 16 条（規約に定めない事項） 本契約に定めない場合は、法的に定めるところによるほか、その都度管理者が勘案して決めます。

第 17 条（規約の改定等） 現行の法律が改定された場合、又は永代供養管理上の必要がある時、または使用規則の条文が実状に合わなくなった時は、管理者はこれを改定することができる。

## （附則）

本規則は平成 28 年 11 月 1 日より施行する。